

## 京都市がん検診精度管理委員会設置要綱

### (目的)

第1条 本市が実施しているがん検診事業の分析・評価をし、検診事業の修正をするとともに、新たな検診技法の追加等について具体的な検討を行うことを目的として、京都市がん検診精度管理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室担当部長、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課担当課長及び保健福祉センターに所属する者から保健福祉局医務担当局長が選任する委員により構成する。

2 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

3 委員長は保健福祉局医務担当局長が選任した者とし、副委員長は委員の中から委員長が1名を指名する。

4 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、人事異動に伴う前任者の補充を理由として選任された委員長、副委員長、委員（以下「委員長等」という）に選任された者の任期は、前任の委員長等の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、概ね年2回開催し、その他緊急に協議する事項があれば、必要に応じ開催する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

4 委員会は、必要に応じ部会を設置することができる。

### (協議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について協議等を行う。

(1) 本市が行うがん検診事業の分析・評価。

(2) その他必要な事項に関すること。

### (事務局)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

## 附則

### (施行期日)

この要綱は、平成12年10月31日から施行する。

この要綱は、平成16年10月31日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、決定の日から施行する。

### (経過措置)

平成29年3月31日時点において委員長等であった者の任期は、同日において任期を満了したものとする。